

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩倉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩倉市

公表日

令和6年4月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条令に基づき、国民健康保険の被保険者に対して、資格の取得及び喪失の確認、医療費の保険給付等を行う。また、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収を行う。</p> <p>国民健康保険に関する事務では、上記法令等のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険の医療給付に関する証の交付に係る事務 ③国民健康保険の給付に係る事務 ④国民健康保険税の賦課に係る事務 ⑤国民健康保険税の収納・徴収に係る事務 ⑥情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	①国民健康保険システム②団体内統合宛名③中間サーバ④国保総合(情報集約)システム⑤医療保険者等向け中間サーバー等⑥収納消込
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項及び同法第113条の3第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の27、42、43の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3第1項、第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 市民窓口課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバ	①国民健康保険システム②団体内統合宛名③中間サーバ④国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の30の項	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項及び同法第113条の3	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	リスク対策項目の記入	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	①国民健康保険システム②団体内統合宛名③中間サーバ④国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	①国民健康保険システム②団体内統合宛名③中間サーバ④国保総合(情報集約)システム⑤医療保険者等向け中間サーバー等	事前	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項及び同法第113条の3	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項及び同法第113条の3	事前	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の42の項	番号法第19条第7号、別表第二の42の項 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3	事前	5年経過前の評価の再実施
令和2年4月1日	5	市民部 市民窓口課	健康福祉部 市民窓口課	事後	
令和3年5月14日	I 関連情報 5	②市民窓口課長 近藤 玲子	②課長	事後	
令和3年5月14日	I 関連情報 7、8	総務部行政課	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804	事後	
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の42の項 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	番号法第19条第8号、別表第二の42の項 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の被保険者に対して、資格の取得及び喪失の確認、医療費の保険給付等を行う。また、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収を行う。 国民健康保険に関する事務では、上記法令等のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険の医療給付に関する証の交付に係る事務 ③国民健康保険の給付に係る事務 ④国民健康保険税の賦課に係る事務 ⑤国民健康保険税の収納・徴収に係る事務 ⑥情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①国民健康保険システム②団体内統合宛名③中間サーバ④国保総合(情報集約)システム⑤医療保険者等向け中間サーバー等	①国民健康保険システム②団体内統合宛名③中間サーバ④国保総合(情報集約)システム⑤医療保険者等向け中間サーバー等⑥収納消込	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項及び同法第113条の3	・番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項及び同法第113条の3第1項、第2項	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の42の項 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3	【情報照会】 ・番号法第19条第8号、別表第二の27、42、43の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2【情報提供】 ・番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3第1項、第2項	事前	
令和6年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 市民窓口課	市民協働部 市民窓口課	事後	組織・機構の見直しのため